

「北区GIGAスクール通信 みらい」は、北区立学校における北区ICT環境を活用した取組や家庭と連携する取組等について、保護者や地域の皆様に向けて、学び未来課が毎月発行いたします。

教育情報化推進員を2名配置

今年度新設された「学び未来課」では、学校のICT教育を更に充実させるため、2名の教育情報化推進員を配置しました（昨年度までは1名）。

教育情報化推進員の主な仕事は、全校を訪問し、先生方と共にICTを活用した授業づくりをすることや、授業で活用することができる資料づくりをすることです。

学校と一体となって、GIGAスクール構想実現に向かっていきます。

家庭学習で「きたコン」を活用しよう①

今回は、小学校第3学年から中学校第3学年までに導入した「スタディサプリ」についてお知らせします。

スタディサプリでは、動画授業と練習問題で学習を進めることができます。中学生用は、教科書に準拠した内容を選択することができます。

〇家庭での学び方（例）

- ・授業で行った内容の復習のため、動画を視聴する。
- ・練習問題を行い、間違えた学習内容の動画を視聴する。
（練習問題を行った後、間違えた問題に該当した動画が自動的に表示されます。）
- ・興味のある学習内容の動画を視聴する。等

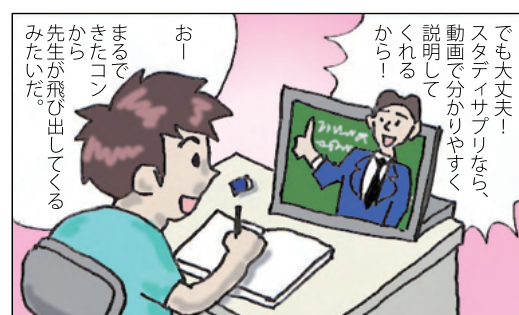
授業目的公衆送信補償金制度について

「きたコン」を活用した授業や家庭学習は、基本的に常時インターネット接続となります。そこで気になるのが、著作物のインターネット配信（公衆送信）についてです。

平成31年の著作権法改正で、一人1台端末を活用した授業等で著作物を送信しやすくすることを目的に、「授業目的公衆送信補償金制度」が新設されました。SARTRAS（サートラス）という権利者団体に補償金を支払うことで、個別に著作権者等の許諾を得ることなく授業等で児童・生徒の端末に送信できるようになったのです。

（参考）一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会ホームページ

きたちゃんコンちゃん by Toshi



北区教育委員会では、この補償金を支払っているため、授業の過程で必要かつ適切な範囲であれば、「きたコン」に配信することができます。

